

お客さま各位

休眠預金等のお取扱いについて

平素は青木信用金庫をご利用いただき、まことにありがとうございます。

さて、平成30年(2018年)1月1日より「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下、「休眠預金等活用法」といいます。)が施行されました。

この法律により、お客さまからお預かりしている長期間異動がない預金(以下、「休眠預金等」といいます。)については、最終異動日等から10年6ヶ月を経過する日までに、金融機関において公告を行ったうえで、平成31年(2019年)以降毎年一定の期日に預金保険機構へ納付させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、休眠預金等活用法にもとづき、預金保険機構に納付されました預金等につきましては、お客さまの申し出によりいつでも払戻しいたします。

【休眠預金等の定義】

1. 休眠預金等とは

休眠預金等活用法第2条第6項に規定する預金等であって、当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過した預金等をいいます。

2. 最終異動日等とは

預金等に係る次の①～④のうち最も遅い日をいいます。

- ① 当該預金等に係る異動が最後にあった日
- ② 当該預金等に係る預入期間や計算期間の末日など
- ③ 金融機関が当該預金等に係る預金者等に対し、当該預金等に係る金融機関・店舗・預金等の種別・口座番号・債権の額等の事項を通知した日(最終異動日等から9年を経過した元本の額が1万円以上の預金について通知をし、当該通知が当該預金者等に到達した場合等に限りません。)
- ④ 当該預金等について預金等に該当することとなった日

3. 異動とは

当該預金等に係る預金者等その他関係者がする引出し、預入れ、振込みその他の事由をいい、当金庫における異動とは次の「異動にあたるお取引一覧」の定めるお取引が該当します。

異動にあたるお取引一覧

預金等の種類	法定異動事由	当金庫が行政庁から認可を受けている異動事由							
		通 帳			証 書			残高等 のご照会	ご契約 内容の 変更等
		発行	記帳	繰越	発行	記帳	繰越		
当座預金	引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替等による当該預金等に係る預金額の異動等、休眠預金等活用法第2条第4項第1号に規定する事由	○	○	○	-	-	-	○ (※1)	○ (※2)
普通預金 (決済用普通預金)		○	○	○	-	-	-	○ (※1)	○ (※2)
貯蓄預金		○	○	○	-	-	-	○ (※1)	○ (※2)
納税準備預金		○	○	○	-	-	-	○ (※1)	○ (※2)
定期預金		○	○	○	○	○	○	○ (※1)	○ (※2, 3)
定期積金		○	○	○	-	-	-	○ (※1)	○ (※2)
通知預金		-	-	-	○	-	○	○ (※1)	○ (※2)
積立定期預金		○	○	○	-	-	-	○ (※1)	○ (※2)
財形預金	休眠預金等活用法の対象ではございません。								
マル優預金	休眠預金等活用法の対象ではございません。								

※1 当金庫が把握できる方法(例. インターネットバンキングおよびANSERでの照会、残高証明書の発行等を含む)に限る

※2 お客さまのお申し出による契約内容または顧客情報の変更(当金庫が把握できる方法に限る)

(例. お客さまに関する情報の変更・キャッシュカードの発行(再発行)・暗証番号変更・出金限度額変更・取扱範囲変更・口座種類変更・借入金の返済に利用する旨の申出等)

※3 お客さまのお申し出による証書式から通帳式への変更(総合口座担保への組入を含む)または通帳式から証書式への変更(総合口座担保解除を含む)及び総合口座の開設